

社会福祉法人上湧別福社会理事長の報酬支給に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人上湧別福社会理事長（以下「理事長」という。）の報酬支給について必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 理事長の報酬は次の通りとする。ただし、理事長に就任し、又は退任した時の報酬は当該月の日割り計算によって支給する。

(1) 月額 10,000 円

(支給方法)

第3条 報酬の支給日はその月の末日とする。

(委 任)

第4条 この規程に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

社会福祉法人上湧別福祉会費用弁償支給要綱

1. この要綱は、町内における理事会議、評議員会議、評議員選任・解任委員会議及び監査のため出席する役員に対する費用弁償の支給について定める。
2. 支給する費用弁償は、バス賃、車賃、日当とし、その額は上湧別福祉会旅費規程の別表第一による。
3. 費用弁償は、会議出席簿により出席した日数に応じ計算した額を支給する。
4. 上記以外の費用弁償支給については、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日より適用する。